

## 2. 医療分野の情報化の適切な推進について

医療分野の情報化については、「IT新改革戦略」（平成18年1月：IT戦略本部）や「医療・健康・介護・福祉分野の情報化グランドデザイン」（平成19年3月：厚生労働省）等を踏まえ、その着実な推進に努めてきているところである。

### （1）医療分野の情報化の推進

医療分野の情報化に向け、地域における診療情報連携を一層推進するため、平成21年度予算案においても、引き続きWeb型電子カルテシステム導入に対する補助事業を実施するとともに、電子カルテ等医療情報システムの相互運用性の確保や、総務省・経済産業省との連携のもと個人が本人の健康情報を活用できる基盤づくりに向けた取組等を進めていくこととしている。

### （2）遠隔医療の推進

通信技術を応用した遠隔診療を実施することにより、医療の地域格差解消、医療の質及び信頼性の確保を目的とし、平成21年度予算案においても、地域医療の充実のための遠隔医療補助事業を実施することとしている。

また、地方における医師不足等が指摘されている状況を踏まえ、地域医療の充実に資する遠隔医療技術の活用方法とその推進方策について検討するため、「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」を厚生労働大臣と総務大臣の共同懇談会として実施し、平成20年7月に「中間とりまとめ」を公表したところである。

### （3）医療情報システムの安全管理に関するガイドライン

医療機関における情報セキュリティや個人情報保護を推進するため、「個人情報の保護に関する法律」や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等に基づく所要の取り組みを講じることと併せて、平成17年3月に「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を公表し、平成20年3月までに所要の改定を行い、現在第3版となっている。本ガイドラインは、診療録等の電子的な運用に際して、システムの導入時の留意点や情報の保存を行う場所の安全管理の基準等を示すとともに、各医療機関で運用管理規程を定めて運用することを求めているものである。

なお、今年度においては、「医療分野における電子化された情報管理の在り方に関する事項」として、技術進歩に合わせた医療情報の取扱い方策について、物理的所在のみならず医療情報を基軸とした安全管理及び運用

方策等を更に体系的に検討し、読みやすさにも配慮したガイドラインへの改定、更には別冊として医療機関等の管理者向けとしてポイントをまとめた「読本」の作成について検討を行っているところである。

#### (4) 保健医療福祉分野の公開鍵基盤 (H P K I : Healthcare Public Key Infrastructure)

安全を確保しつつ円滑な電子的診療情報共有を実現するため、電子署名自体に医療従事者の公的資格の確認機能を有する、保健医療分野に適した公開鍵基盤の整備が必要とされ、平成17年4月に「保健医療福祉分野PKI認証局証明書ポリシ」を公表（平成18年3月改定）し、平成19年3月には厚生労働省を最上位の認証局とする「保健医療分野の公開鍵基盤（H P K I）認証局」を構築したところである。

#### (5) E B M (Evidence-based medicine : 根拠に基づく医療) の推進

E B Mを推進するため、学会等が作成したE B Mの手法に基づく診療ガイドライン及び関連する医学文献情報等を財団法人日本医療機能評価機構において、インターネットにより医療関係者や国民へ情報提供しており、平成21年度も継続的に内容の充実を図っていくこととしている。

#### (6) 地域の医療情報化に貢献する人材育成に関わる研修

医療の質の向上、医療サービスの効率化等を推進するにあたっては、医療機関内の情報化はもとより、地域レベルでの情報連携の推進が必要である。このため、IT戦略本部において医療情報化の人材育成が掲げられ、医療機関に対して情報化に関する助言・指導等を行い、医療情報化インフラの利用価値を高めるため、地方公共団体の医療担当部局において地域の医療情報化に貢献し得る人材を育成する取組を推進することとされたところである。

これを受け、国立保健医療科学院において実施されている「地域保健支援のための保健情報処理技術研修（情報収集・管理・発信コース）」及び「同（施策立案支援コース）」に、地域の医療情報化に関する研修項目を設け、既存の研修項目とあわせて、地域における医療の情報化支援のための知識の習得に資する研修を昨年度に引き続き実施したところであり、平成21年度も引き続き実施することとしている。

各都道府県におかれては、以上のガイドライン・研修等の周知及び報告書等の活用につき、引き続き医療機関等に対する指導・支援など格段の御協力をお願いしたい。

# 「医療分野の情報化の推進」

## 医療分野の情報化と情報連携

- 「IT新改革戦略および重点計画」を踏まえ、以下の施策に取り組むこととしている

### 情報連携のための標準化

### 医療情報システムの相互運用性確保

- 医療機関内で情報連携を行うためには、電子カルテシステム、オーダリングシステム等の様々な各部門系システムの相互運用性を確保する必要がある
- 医療機関が医療情報システム導入の際に、規模や特性に応じたシステムを導入することを可能とし、費用負担も軽減

### 安全な情報連携のための基盤整備

### 保健医療分野の公開鍵基盤(PKI)認証局運用

- 情報が電子的にやりとりされる際には、なりすまし、改ざん、窃視等の危険が増大することに鑑み、電子署名法等の整備が進んでいる
- 医療に関しては、医師が業務上発行する文書がなりすまし、改ざん等の脅威にさらされた場合、患者が回復困難な不利益を受ける
- 医師資格等の確認機能を備えた電子署名の認証基盤が必要不可欠であり、厚生労働省として定めたポリシに各認証局が準拠していることを技術的に担保する上位認証局を構築し運用を開始

### 情報の共有化と連携の推進

### 地域診療情報連携推進事業

- 電子カルテシステムの導入は、長期にわたる検討期間と多大な導入費や設置後の保守・管理費が必要なことから特に中小病院や診療所では導入に躊躇している状況
- 地域においてシステムを共同利用する等により、導入負担の軽減をしつつ、診療情報連携を図る事業に対し、一定の補助を実施

### 統計情報の疫学的活用

### 医療知識基盤データベース開発

- 医療分野の情報化に伴い蓄積される医療情報から、臨床研究や診療に有用な情報を効率的に得るために、検索や解析を容易にする医療知識基盤データベースを開発

### 個人による健康情報の活用

### 健康情報活用基盤実証事業

- 電子化される健康情報の高度利活用を図るために、医療・健診等データの相互利用をはじめとする情報共有の方策、情報技術者のいない医療機関において医療情報を長期にわたり安全に保管するための方策及び個人の健康情報を有効に医療へ活用するための方策の実証事業

# 遠隔医療の推進方策に関する懇談会について

## ～背景・目的～

- 地方における医師不足等が指摘されている状況を踏まえ、地域医療の充実に資する遠隔医療の活用方法と、その推進方策について検討する。
- 総務大臣・厚生労働大臣の共同で懇談会を開催

## ～遠隔医療の推進方策に関する懇談会（座長：金子郁容）～

### ～主な検討事項～

- 地域医療が抱える課題と地域医療のニーズ
- 課題解決に資する遠隔医療モデルの内容
- 遠隔医療モデルの推進に向けた課題
- 20年度実証プロジェクトの実施内容 等

### ～中間とりまとめ（提言）～

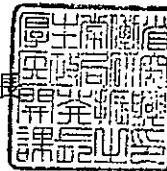
- 遠隔医療のニーズ・有効性・適用範囲について  
　遠隔医療のニーズは明らかに存在  
　遠隔医療の有効性については、実証と検証が重要
- 遠隔医療の位置付け  
　「対面診療が基本、遠隔医療は補完的」という議論だけでは、問題解決は困難  
　遠隔医療の位置づけの明確化が必要
- 診療報酬の適切な活用について  
　診療報酬の適切な活用に資する安全性・有効性等のエビデンスの検証が必要
- 補助金、地方交付税など財政支援措置の活用等  
　費用負担の仕組み等の検討
- モデル事業の実施

医政研発第 0710001 号  
平成 20 年 7 月 10 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局研究開発振興課長

地域の医療情報化に貢献する人材育成に関する研修の実施について



医療の質の向上、医療サービスの効率化等を推進するにあたっては、医療機関内及び医療機関間の情報化はもとより、地域レベルでの情報連携の推進が必要である。しかしながら、現状では、医療機関において情報化に精通している者は必ずしも多くないことから高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）で取りまとめた「重点計画2007」において医療情報化のための人材育成が掲げられ、地方公共団体の医療担当部局にCIO（Chief information officer）を育成するための体制を整備するとされたところである。

このため、国立保健医療科学院において実施されている「地域保健支援のための保健情報処理技術研修（情報収集・管理・発信コース）」及び「同（施策立案支援コース）」に、地域の医療情報化に関する研修項目を設け、既存の研修項目とあわせて、地域における医療の情報化支援のための知識の習得に資する研修内容とし、下記のとおり実施することとしたので、対象職員の積極的な受講をお願いするとともに貴職におかれでは、御了知の上、関係職員等に周知を図られるようお願いする。

なお、研修に関する詳細については、国立保健医療科学院のホームページ（<http://www.niph.go.jp/entrance/h20/course/415cthkn.html>）に募集要項を掲載しているので、参照されたい。

## 記

### I 情報収集・管理・発信コース

1. 研修期間 平成20年10月14日（火）～10月24日（金）

#### 2. 研修内容

- ・医療情報化の動向と医療における情報化の意義
- ・医療情報と医療情報システム 等

3. 募集定員 25名

### II 政策立案支援コース

1. 研修期間 平成20年12月1日（月）～12月12日（金）

#### 2. 研修内容

- ・医療情報化の動向と医療における情報化の意義
- ・医療情報と医療情報システム
- ・地域医療連携
- ・特定健診・レセプト情報の電子化
- ・医療安全
- ・医療情報のセキュリティ・プライバシー・標準化について 等

3. 募集定員 25名